

鳥取市教育振興基本計画(案)
市民政策コメント概要及び意見の概要と本市の考え方

1. 市民政策コメントの概要

- (1)実施期間 令和7年12月5日(金)～令和7年12月26日(金)
 (2)実施結果 提案者6名、意見総数31件

2. 市民政策コメント意見の概要と本市の考え方

No.	基本計画	区分	意見	回答	担当課
1	6. 今後5年間の施策の推進	基本方針Ⅱ 推進施策3	文化遺産の維持保存の為、国府町の万葉歴史館付近に鳥取市美術館を建設する。	指定されている有形文化財(美術工芸品等)は本市や県の博物館施設等の中で適切に保存されています。文化遺産の維持保存の目的とは異なりますが、市立美術館については、市長部局で検討されているところです。	文化財課
2	6. 今後5年間の施策の推進	基本方針Ⅱ 推進施策3	徳川慶喜の墓じまいに伴い、池田家場所に移し替えを申し出、管理する。	最後の藩主池田慶徳は徳川慶喜の兄にあたりますが、文化財として徳川家の墓を史跡内に移設する根拠がありません。国の史跡である池田家墓所において、文化財の本質的価値に影響する現状変更に該当するため、国の許可を得ることは難しいと考えられます。	文化財課
3	6. 今後5年間の施策の推進	基本方針Ⅱ 推進施策3	京都市観光協会と連携し、外国人観光客を受けいれるよう、引き続き環境整備に努める。	旧美歎水源地水道施設・鳥取城跡・仁風閣では、メタバースによるガイダンスの多言語化などに取り組んでいます。歴史博物館の常設展示については、多言語による音声ガイダンスを取り入れるなど外国人観光客に対応できるように整備しています。今後も、本市の観光ジオパーク推進課や観光コンベンション協会等の外国人観光客受け入れの取り組みと連携を図っていきます。	文化財課
4	6. 今後5年間の施策の推進	基本方針Ⅱ 推進施策2	制度を整備して、教育環境を他県より充実させ、人口増の政策をはかる。	本市では、「ふるさとを思い 志をもつ人づくりを進め 夢と希望に満ちた次代をひらく！」の理念のもと、道徳教材「鳥取市の志」の活用や中山間地域での体験活動を通じ、地域資源を最大限に生かして、ふるさとへの理解と愛着を深める教育に取り組んでいます。今後も、ふるさとを愛する心を一層育む教育施策を進めるとともに、本市の特色ある教育を積極的に発信してまいります。	総合教育センター
5	6. 今後5年間の施策の推進	基本方針Ⅰ 推進施策2	不登校児の母です。 チーム担任制度になってから大変連携しにくいです。 普通に学校に行けている子はいいかもしませんが。	子どもたちや保護者にとって、一番の相談窓口は学校ですので、チーム担任のどの担任であっても御相談ください。また、校長や教頭、養護教諭などでも対応は可能です。それでも、お困りのときは鳥取市教育委員会まで御連絡ください。	総合教育センター
6	6. 今後5年間の施策の推進	基本方針Ⅰ 推進施策2	学校の給食をもっと簡単に止められる様にして欲しいです。月に一回行くか?くらいなのに、勿体ないです。不登校児の親は、小学校に普通に通う子の親の何倍も経済的負担が大きいです。教材費もそうです。習字セットやリコーダー等使いもしないものを買わなければならぬ時もあります(子どもが行くと言ふかもしれないから)結局1回も使わずに…と言ふこともあります。おさがりを無料でレンタルなどできたらいいのにと思います。	学校給食は、食材の納入業者を入札により決定し、大量発注することで現在の低価格を維持しております。この入札業務は、遅くとも給食提供の4週間前までに実施しており、給食の要不要を簡単に変更できると、発注数量の見通しが立たず現在の価格を維持できないことをご理解いただきますようお願いいたします。 教材費につきましては、無料のレンタル制度につきましては、現時点で検討しておりませんが、所得が一定以下の方に学用品費等を支給する就学援助の制度がありますので、必要に応じてご相談ください。	学校保健給食課

No.	基本計画	区分	意見	回答	担当課
7	6. 今後5年間の施策の推進	基本方針Ⅰ 推進施策2	<p>フリースクールの送り迎え。 これはかなり大きなハードルです。 学校には行けないけど、フリースクールなら毎日行ける子なのに、親の都合(フルタイム勤務、経済的理由でファミサポも利用出来ないなど)で送迎が難しく、本人が求めていても行かせてあげられない。 これは親としてとてもしんどいです。 送迎さえできれば… 親が仕事を辞めると子どもは「自分のせいだ」と思うかもしれませんし、親も経済的に厳しくなり益々生活が回らなくなります 今のフリースクールの交通費助成はバスの定期のみです。小学2年の子に、鳥取駅乗り換えは難しいです。ファミサポも片道600円です。1日1200円。 かなりしんどいです。 そういった助成もありませんか？ 「不登校児が増えている」レベルではありません、かなりの数がいます、そして皆が困っていますし、それぞれの家庭がかなり負担感を感じています、何もかも足りません、ここにも盛り込んであります。 不登校の親や本人から聞き取りされたのですか？ 聞いた方が良いと思います。</p>	<p>フリースクールへの送迎、交通手段を含め、教育委員会と市内フリースクール関係者による「フリースクール連絡協議会」の中でも意見交換し、保護者のニーズやフリースクールの実態等を把握しているところです。なお、交通費の助成については、県の基準に準拠していますが、実態に合わせたあり方について調査・研究していきます。</p>	総合教育センター
8	6. 今後5年間の施策の推進	基本方針Ⅱ 推進施策2	<p>進学・キャリア形成の観点から、高校卒業後に県外進学→県外就職となりやすい現状がある中で、単に学力・学習環境の充実を図るだけでなく、地域の担い手形成につながる仕掛け(地元企業・産業との接点、地域課題を題材にした探究、地元で働くロールモデルとの継続的な出会い等)を、計画の中でより強く打ち出してほしいです。 「郷土愛」だけに寄せるのではなく、**“地域で学んだことが、どこで働いても強みになる”**という実利面も含めて、若者が将来「戻る／関わる」選択肢を持てるような設計(Uターン・関係人口の観点も含む)を明文化していただきたいです。</p>	<p>本市では、探究学習や職場体験「ワクワクとっとり」等を通じて、社会人としての資質や郷土愛を育む教育を推進しており、これが児童生徒一人ひとりのニーズに応じた学びの保障につながると考えています。引き続き、地域で学ぶことの教育的意義について、児童生徒や保護者の皆様と共有していきたいと考えています。</p>	総合教育センター
9	6. 今後5年間の施策の推進	基本方針Ⅱ 推進施策2	<p>「地域の教育力」を高めるには、学校や子ども側の努力だけでなく、地域の大人(保護者を含む)の関わり方が重要です。現状、PTA活動や学校行事に非協力的だったり「誰かがやるもの」という意識が一定数あると感じます。 については、保護者・地域が“参加しやすくなる仕組み”(役割の細分化、短時間参加、オンライン活用、負担の見える化、参加のインセンティブ設計等)を、市として後押しする方針や具体例を示してほしいです。</p>	<p>本市では、学校・家庭(保護者)・地域の3者が当事者意識を持ちそれぞれの立場で課題や目標を共有し、その解決と達成に向けて協働し、社会総がかりで子どもと関わり育していく地域学校協働活動の推進に取り組んでいるところです。 本事業は、上記3者の共通したカテゴリである学校を核として継続的かつ持続可能な活動を通じて、人づくり・つながりづくり・地域づくりをします。 保護者や地域が参加しやすくなる事業の具体例として、学校で行われるカフェや昼休憩の時間を活用した子どもと大人の交流会があります。 この事業をつながりづくり(学校・家庭(保護者)・地域)の足がかりとし、地域を担う人材育成(人づくり)や地域の活性化(地域づくり)につなげていきたいと考えています。</p>	生涯学習・スポーツ課

No.	基本計画	区分	意見	回答	担当課
10	6. 今後5年間の施策の推進	基本方針Ⅱ 推進施策4	図書館を「知の拠点」とする方針には賛成ですが、貸出冊数の数値目標が“目的化”しない工夫が必要だと思います。 例えば、貸出冊数だけでなく、子どもの読書習慣の定着、学び直し利用、調べ学習支援、居場所としての活用など、**成果の捉え方(KPIの意味づけ)**を丁寧に説明し、施策の目的と手段の関係が誤解されないようにしていただきたいです。	「基本的な方向」の中で、図書館は重要な「知の拠点」として、市民一人ひとりの「知りたい・学びたい」という学習意欲や課題解決への支援などを盛り込んだ内容で加筆修正したいと思います。	中央図書館
11	6. 今後5年間の施策の推進	基本方針Ⅲ 推進施策2	健康づくり・生涯スポーツの推進は重要なと思います。あわせて、部活動の地域展開等が進む場合には、費用負担・移動手段・指導者確保・安全面など、家庭の状況によって参加しづらい子が出ないような配慮（支援策の方向性）を明確にしてほしいです。	学校や地域の実情に応じながら、部活動の地域展開を進めています。地域展開可能なクラブの体制整備を支援するとともに、参加する生徒の活動の機会の確保を図ります。	学校教育課
12	6. 今後5年間の施策の推進	基本方針Ⅰ 推進施策2	「誰一人取り残さない教育」の扱いについて(お願い) 「誰一人取り残さない」という理念自体は理解しますが、運用として、全体を一律化し、**“早く進みたい子・伸びる子の学びが抑えられる”**形になるのは避けてほしいです。 目指すべきは、支援が必要な子へのセーフティネットを整えつつ、同時に意欲や能力を伸ばす機会も確保する**「包摂(支援)と卓越(伸長)の両立」**だと思います。 ついては、計画内で「取り残さない」が“全体の足並みを揃えること”ではない**ことを明確にし、 支援が必要な子への具体的支援(学習・心理・福祉連携) 伸びる子の学びの保障(発展的学習、探究、外部連携等)の両面を、方針として書き分けていただきたいです。	「誰一人取り残さない教育」につきましては、すべての児童生徒の学習機会を保障することを基本とし、一律的な指導を行うことを意図するものではありません。 本市においては、児童生徒一人ひとりの実情や教育的ニーズを踏まえ、学習上の困難を抱える児童生徒への支援を充実させるとともに、意欲や能力に応じて学びを深めることができるよう、個別最適な学びや探究的な学習の充実を図っています。ご意見を参考に加筆修正したいと思います。	学校教育課
13	6. 今後5年間の施策の推進	基本方針Ⅰ 推進施策3	児童クラブでアルバイトをしています。 12m×7mくらい(すみません、おおよそです)のプレハブに60人くらいの子供と支援員6~7人くらいが過ごしています。 普段から狭くてそのぶんうるさくなりやすいし、衝突しやすいです。 さらに夏休みや一日保育の時、雨の日で外に出られないときはみんなストレスが溜まりやすくともしんどいです。 もう少し広がったり、2階があったり、使えるスペースがあったらいいのにと思います。 支援員もいつも人手不足・人材不足・薄給だと思います。	放課後児童クラブの開設場所については、学校施設を最大限活用することとしており、学校との協議を前提に児童クラブの活動場所としてご検討いただければと思います。必要に応じて教育委員会としても個別の相談にのりたいと考えます。 また、本市としましては、施設の空調設備の計画的な更新及び修繕、光熱水費の負担等を行い、児童の安全な活動場所及び施設環境の確保に取り組んでいます。 支援員等の確保にあたっては、ハローワーク等における就職セミナーでの情報発信、大学における出前講座及び鳥取県への働きかけなど、支援員等の掘り起こしを行い、人材確保に関する取組を継続して実施しております。 あわせて、運営委託料の人事費の基準額を引き上げるとともに、新たに時間外勤務手当を算定するなどの増額を行っております。また、各種待遇改善事業について、賃金の改善や就労の継続につながることから積極的にご活用いただければと考えます。	学校教育課

No.	基本計画	区分	意見	回答	担当課
14	4. 教育を取り巻く状況等	■教育を取り巻く社会情勢 ⑥～⑧	子どもの貧困、不登校、障がいのある児童生徒、日本語指導が必要な児童生徒、予測不能な事態により通学できない児童生徒とあります、ヤングケアラーも教育を受ける機会を奪われている具體の一つだと思います。 様々な事情の中に入れるのではなく、地域社会で守るべき問題として文字で入れていただきたいと思います。	児童生徒を取り巻く課題の1つとして、ヤングケアラーについても解決すべき内容と考えており、今後も関係機関等との連携を図りながら対応していくこととしており、計画にも盛り込みます。	総合教育センター
15	6. 今後5年間の施策の推進	基本方針Ⅰ 推進施策2	「児童生徒が社会的に必要な資質・能力を身につけるには、等しく義務教育を受けられる環境が不可欠」とあります。様々な事情で学びの機会が得られていない状況にある児童生徒がいる一方で、学校に行って学ぶことができている児童生徒は質の高い学びと学力向上が図られ、差が広がるような不安が出るよう思います。 「等しく義務教育を受けられる環境」と受動的な表現ではなく「すべての児童生徒の教育を受ける権利を保障する」と強く表現してはどうかと思います。	本施策における「等しく義務教育を受けられる環境」という表現は、学校に通うことが困難な状況にある児童生徒も含め、すべての児童生徒に対して学びの機会を保障する必要性を示したものです。 教育を受ける権利の保障という観点は、施策の根底にある重要な考え方であり、いただいたご意見は今後の施策推進において参考とさせていただきます。	学校教育課
16	6. 今後5年間の施策の推進	基本方針Ⅰ 推進施策2	基本的な方向に「魅力的な学校づくりを一層進め、不登校の未然防止を図ります」とありますが、不登校は、学校に魅力がないから行かないのではなく、安心して過ごせない、居場所がないから行かないのだと思います。 「魅力ある学校づくり」のために教職員が疲弊するのではなく、児童生徒も教職員も「安心して過ごせる学校づくり」を進めていただくような方向にしていただきたいと思います。	児童生徒が安心して過ごすことができる学校づくりという表現に変更します。	総合教育センター
17	6. 今後5年間の施策の推進	基本方針Ⅰ 推進施策3	「教職員の多忙化を解消」ありますが、それぞれの問題に対応するための具体的な取組みに記されている内容は、「支援する、児童生徒理解に努める、資質向上を図る」とあり教職員の負担が増えるような印象を持ち、矛盾を感じました。教育・福祉・人権は密接に関連していると思います。誰一人取り残さない教育を推進するには地域共生社会の実現と結びつけ、役割分担を明確にするのも手段ではないかと思います。	本市の「学校における働き方改革推進のための基本方針」では、その目的を「教員の心身の健康を保持し、教員が教育の専門職として、これまで以上に子どもの指導に専念できるようにするために、長時間勤務の解消を図ります。」としています。様々な取組を推進することで、子どもたちと向き合う時間を確保し、誰一人取り残さない教育へとつなげていこうと考えています。文部科学省は新たな「学校と教師の業務の3分類」を示し、教師が教師でないできない業務に専念できるよう業務の見直しを求めています。いただいたご意見のように、学校・保護者・地域住民・行政が役割分担を明確にして取組を進めていくことが大切です。今後も学校働き方改革の進捗を公開し、関係各者とともに取組を推進してまいります。	学校教育課
18	6. 今後5年間の施策の推進	基本方針Ⅱ 推進施策1	12次総まちづくりの理念である「さまざまな人々が互いに尊重しながら協力することで共に暮らしていくことのできる」というような文章を盛り込み、学校教育で地域共生社会、男女共同参画社会、多文化共生社会実現の意識づけを行っていただきたいと思います。 (※素案に関する意見ではありませんが、教育委員会のHPは男子だけが並んで夢と希望に満ちた時代をひらく～とあり視覚で理念に欠けている印象を受けます)	第12次鳥取市総合計画のまちづくりの理念を「学校人権教育の推進」という視点から考え、基本的な方向では、「自分のまわりの人や人権が尊重され、一人ひとりが力を十分に発揮できる集団の育成により、自尊感情の高揚、社会性、道徳性の醸成を図ります。」と表現しております。引き続き学校人権教育において、児童生徒の人権尊重の精神の涵養を図り、人権が尊重された社会の担い手の育成を図っていくことで、「さまざまな人々が互いに尊重しながら協力することで、共に暮らしていくことのできるまちづくり」につなげていきます。	総合教育センター

No.	基本計画	区分	意見	回答	担当課
19	計画全体について	構成について	前期計画の成果振り返りも記載してほしいです。連続性がなく、全体の流れが分かりづらいと感じます。	現計画との連続性を示すことも重要なことであると考えます。分量が相当増えることなども勘案し、計画自体への現計画の成果の記載はしておりませんが、今回の計画策定にあたっては、総合教育会議において現計画(第2次)の指標・目標値の実績及び評価を踏まえて骨子案を審議いただきました。また、毎年度施策の進捗について、評価を行い、本市HPにて公表したうえで、次年度の施策につなげているところです。引き続き、施策の評価及び進捗管理を適切な時期に実施し、着実に推進を図っていきます。	教育総務課
20	計画全体について	構成について	作成チームメンバーの記載、作成スケジュール、関連法などを記載してほしいです。どのような方が考え、どれだけ時間をかけているのか記録として残していただきたいです。また、作成チームには大学教授、公募の委員なども含まれる自治体がいます。鳥取市も第4次教育振興基本計画(2031年以降)は作成チームに大学教授、幼稚園小学校中学校の関連職員、福祉分野、医療分野、自治会、PTA、フリースクール、公募など多様な視点を取り入れて頂きたいです。それぞれの団体が教育振興基本計画のことを知り、共通の認識として取り組むことが実現に向けて必要だと思います。共に想像し、創ることは市民、民間、行政が協力し、協働できるような関係づくりにつながると考えます。	計画策定にあたっては、外部有識者を策定委員に委嘱し、適宜、意見聴取を行なながら、原案作成を行なってきました。委員構成及び策定に経過についての記載を追記いたします。	教育総務課
21	計画全体について	構成について	成果指標を最後に改めて一覧でまとめてほしいです。一覧にすると各項目を俯瞰して分析できます。	掲載する構成については、ご意見いただいたように成果指標をまとめる案についても事務局内では検討しましたが、各施策に紐づいて配置したほうが、より分かりやすいという判断で、策定委員会、総合教育会議へ意見聴取・提案を行い、了承をいただきました。	教育総務課
22	4. 教育を取り巻く状況等		教育機会確保法を記載し、内容が分かるように視覚的に表現してほしい。 (素案)P4～7「4. 教育を取り巻く状況等」に上記の法を明言してほしいです。第3期姫路市教育振興基本計画、徳島市教育振興基本計画(第4期)には鳥取市と同様に子ども基本法の記載がありますが、説明がより詳しいと感じます。特に徳島市は視覚的にウェルビーイングを示しています。これに加えて「教育機会確保法」の記載をしてほしいです。法律名だけでなく、法律が成立した背景や内容、今後の展望を記載することは市民の理解を深めることができます。 これらの法律は今後の教育の在り方を見通す上で必要な情報であります。このような法律は周知されなければ市民の大多数は知らないままです。今後、世界情勢が急激に変化していく、それに伴い国の教育の在り方が変化していく時代において、国や自治体が今までと異なる取り組みを行う理由を市民は知る必要があります。教育振興基本計画はそのような法律を周知し、時代の変化を伝える役割もあると考えます。	国の教育振興基本計画を参照するとともに、本市の第12次総合計画をはじめとする各種施策、ご意見をいただいたとおり、国の法律などとも参照・整合を図りながら施策を推進していくことは基本的な事項であると認識しています。 計画に記載する内容につきましては、教育機会確保法の理念は本市の基本方針Ⅰ-推進施策2「誰ひとり取り残さない教育の推進」につながる重要な根柢となるものであるため、基本方針Ⅱ-推進施策1(③)の取組の中に追記いたします。	教育総務課 総合教育センター

No.	基本計画	区分	意見	回答	担当課
23	～こどもたちの意見を計画に反映～		第3期姫路市教育振興基本計画では子どもアンケートに加え、保護者アンケートも実施しています。その集計データは多く、教育振興基本計画に反映されています。鳥取市も「子ども未来会議」を実施し、教育振興基本計画に反映されていることは嬉しい思います。しかし、「子ども未来会議」に参加した児童は一部です。また保護者の想いは拾えていません。姫路市のように「教育振興基本計画」のためのアンケートを案内し、市民で考える機会は必要に思います。そして、市民を当事者として地域参加を促す効果もあると考えます。教育振興基本計画の作成のためのアンケートをきっかけに市民が教育振興基本計画を知る機会(周知)とし、関心を高めることができると思います。そのアンケートを学校評価アンケートのように実施できるのではないかとおもいます。(※ア:アンケート設問参考)	他市事例では、計画策定にあたっての意見聴取をワークショップ形式などで、実際にうかがう機会などを設けていることも承知しております。本市においては、こども未来会議での子どもたちの意見や策定委員会に保護者代表に出席いただき、ご意見をいただくなどにより計画に反映をさせているところです。 また、保護者も含め、広く市民の意見を募集するため、市民政策コメントを行わせていただきましたが、次期教育振興基本計画の策定においては、さらに多くのご意見をいただく方法として、アンケートの実施も含めて検討させていただきます。	教育総務課
24	～こどもたちの意見を計画に反映～		アンケートを取るときは、学校に行けていない子ども、保護者にも実施してほしいです。アンケートの設問項目も長期的に比較していくことを考えた設問、当事者・保護者(不登校親の会)や支援団体と共に設問を検討してほしいです。設問を作成する上では、様々な観点でなぜその設問をするのか、どのような回答例が答えやすいのかなど考えてほしいと思います。そして、それらの課題を改善するためにどのような取り組みを行い、進捗を何で計るかを継続して教育振興基本計画に記載して頂きたいです。	不登校の子どもに対し、学習活動や教育相談、体験活動などの活動を行う、市内フリースクール関係者と連絡協議会の中で意見交換し、保護者のニーズやフリースクールの実態等を把握しており、施策の参考としているところです。 保護者へのアンケート実施と合わせて、次期教育振興基本計画の策定において、検討させていただきます。	教育総務課
25	6. 今後5年間の施策の推進	■指標・目標値について	学校評価アンケートの項目に、教育振興基本計画の指標とする設問を鳥取市の学校で共通項目を作成すれば、子ども・保護者の意識変化を年度で数値として把握しやすくなると思います。これらは各施策の指標で実施できるのではないかとおもいます。アンケート項目には、例えば「コミュニティースクールについて知っていますか?」「コミュニティースクールはどのような取り組みを行うか知っていますか?」「子どもが学校に行きづらいなど困り感があるとき、どこに相談したらよいと知っていますか?」など制度の周知が浸透しているかを問う質問。低い場合は周知方法の課題が見られる。「子どもの困り感を相談してみて良かったですか?」「どのようになると嬉しいですか?」など制度・サービスの質を問う設問。これらは一例ですが、このような市民の関心度を指標にした方が良いと感じます。	現在、学校の実態を把握するため、「全国学力・学習状況調査」の指標を中心において指標を設定しております。ご意見いただいた「制度の認知度」や「サービスの質」を問う設問は、施策の効果を測り、市民の皆様の意識変化を数値化する上で非常に有効な視点であると認識しております。指標の改善の必要性は十分に理解しておりますが、年度間の継続的な比較を行うため、今回は項目の変更を行わないことといたしました。しかし、子どもや保護者の意識変化を測る指標として、今後の教育振興基本計画の改訂や次年度以降の設問見直しにおける重要な参考とさせていただきます。	学校教育課
26	6. 今後5年間の施策の推進	基本方針 I 推進施策2	教員や支援員、相談員の資質向上研修においては、研修の参加率を指標にすると子どもや保護者を支える側の意識関心がどれだけ啓発できたかを知ることができます。例えば、「特別支援教育の受講率」「困り感のある生徒に対して提案できるITツール研修受講率」「生徒指導から生徒支援の考え方」など具体的な研修の受講率や受講者の満足感を指標とすると啓発目標と質的課題の検証ができると考えます。	教職員の資質向上は教育の質に直結する重要な事項であるため、教職員からの研修後の振り返りや次年度の職員研修の充実を図ることを目的に、研修の達成状況や取り組み実践などのアンケートを引き続き実施してまいります。なお、いただいたご意見を踏まえ、より実効性の高い支援体制を構築してまいります。	総合教育センター

No.	基本計画	区分	意見	回答	担当課
27	6. 今後5年間の施策の推進	基本方針Ⅰ 推進施策2	個別の指導計画の作成割合の指標・目標値 保護者のほとんどは個別の教育支援計画・個別の指導計画について知らないと言えます。まずは保護者に周知をし、意義を理解してもらう必要があると思います。保護者の理解及び学校側の理解があつてこそ効果を発揮します。これらの指標は保護者アンケートで経過を振り返られると考えます。それに加えて、作成率、活用割合を指標とし、目標に満たない場合の分析考察をしてほしいです。(前回の振り返りがないのが残念です。)	個別の教育支援計画は、保護者の了解のもと作成する必要があることから、必ず保護者に説明を行い、保護者とその内容について確認しながら作成や活用を進める必要があります。ガイドラインの作成及び活用に向けた周知を行い、保護者への丁寧な説明・共有がなされるよう取組を進めていきます。個別の指導計画については、配慮や支援を必要とする児童生徒一人一人の指導目標、指導内容及び指導方法を明確にして、きめ細やかに指導するために作成するもので、あくまでも学校における指導計画になりますが、その内容を保護者と共有することにより効果的な支援につなげることができる考えます。いただいたご意見を踏まえ、個別の指導計画の作成を通して指導の方向性を明確にしながら、保護者との連携のもと効果的な支援を行われるよう取組を進めていきます。	学校教育課
28	6. 今後5年間の施策の推進	基本方針Ⅰ 推進施策3	防災教育は子どもだけでなく、地域で行うことが重要に感じます。岩倉小学校は防災学習が1年から6年まであります。とても良い学習の在り方だと思っています。地域の方も一緒にしていますが、平日のため、保護者は参加しにくいです。例えば、鳥取市の学校は参観日に防災学習を行う取り組みをするのはどうでしょうか。保護者と子ども、学校、地域で学べる機会になると思います。また、大人にとっては学校で社会教育、生涯学習の一環で学べると考えます。6月に引き渡し訓練があります。そのような機会に防災学習を保護者も一緒に学ぶ取り組みがあると嬉しいです。防災は平時の意識の積み重ねで育つ力です。地域によって災害リスクは異なります。住む地区の実情に合わせた防災参観日ができると良いと思います。	近年、大規模地震及び台風・集中豪雨等による自然災害が頻発しており、いつ、どこで起るかわからない災害に加え、学校への不審者侵入事件等、子どもの安全・安心を脅かす事案が顕在化しています。防災を含めた安全教育は、ますます大切な取組となっています。各学校では、総合的な学習の時間の中で、防災をテーマに取組んだり、河川や台風など教科の学習の中に、防災の視点を取り入れて学習に取り組んだりしています。4年生の社会の教科書には「マイタイムライン」が記載されており、実際に、児童が自分で作成する取組がなされています。完成したマイタイムラインを家庭に持ち帰ることで、家族で共通認識するなどの取組もなされています。	学校教育課
29	6. 今後5年間の施策の推進	基本方針Ⅱ 推進施策2	社会教育士がどのような役割があるかわからない人がいると思うので説明が欲しいです。また、公民館に配属されている人数ではなく、公民館に対してどのくらいの割合で配置しているかが知りたいです。	社会教育士は、人々の自由で自発的な学習活動を支援する「学び」を社会のいたるところにたくさん仕掛け、豊かな地域づくりへの展開を支援する専門人材の事を指します。 令和6年度末時点で、地区公民館62館(分館含む)に対し17%(11館(12名))の配置率となっています。 現計画では、配置割合としていましたが、よりわかりやすくするために、次期計画からは人数としています。指標・目標値の設定がよりイメージしやすいよう公民館数を記載します。	生涯学習・スポーツ課
30	6. 今後5年間の施策の推進	基本方針Ⅱ 推進施策2	地域学校協働本部の設置数の指標・目標 校区ではなく、全体の何割かを知りたいです。	令和6年度末時点で、地域学校協働本部は、鳥取市立小中義務教育学校56校区に対し41%(23校区)の設置率となっております。	生涯学習・スポーツ課

No.	基本計画	区分	意見	回答	担当課
31	6. 今後5年間の施策の推進	基本方針Ⅱ 推進施策4	<p>図書館のイベントコーナーに「読むことの困難さ(LDなどの発達障害や視覚障害など読書バリアフリー法に関連した)」をテーマに啓発をお願いします。また、読みを補助するツールの貸出や電子図書の周知も同時に実施してほしいです。ITツールの読み上げ機能などの読みを補う道具があることも周知を行ってください。それらは、学校を通してリーフレットの配布や図書だよりを活用して子ども・保護者に知らせてください。デジタル化し、HPにデータとしてあったとしても、情報が埋もれて気づかないことが多々あります。アナログとデジタルを併用し、啓発を推進してほしいと思います。そして、学校図書室と連携し、学校現場にも「読みの困難を抱えている生徒」理解が進むよう、学校司書及び教員に研修を実施願います。また、読書ボランティアの方へ読みの困難さについて学べる機会も提供してほしいです。そしてこれらの研修の受講率と研修の内容に対するアンケートで取り組みの指標として振り返りを行ってほしいです。大人が理解することで子どもの関わり方が変化します。子どもへ様々な手段があることを大人が伝えられるような環境になることを願っています。</p>	<p>「鳥取市読書バリアフリー計画」に基づき、「鳥取市電子図書館」をはじめ、読書バリアフリーに関連する図書館サービスの一層の周知と関係機関との連携に努めていきたいと思います。</p>	中央図書館